

Meet New Solution in TIB 2025 出展規約

1 基本条件

- (1) 申込者は社会的課題へのソリューションの提供や新しい価値創造をもたらす新商品・サービスに関する展示を行うものとします。
- (2) 申込者は出展申込時の「出展内容」「出展分野」記載内容に関する展示を行うものとします。
- (3) 主催者は、申込者の出展内容が「Meet New Solution in TIB 2025」(以下、「本展示会」という。)の趣旨に合致しない場合には申込者に対し出展をお断りする場合があります。
- (4) 主催者は、申込者の申込内容等をもとに、本展示会のテーマ・趣旨の観点から選考を行い出展者を決定します。選定結果に対する不服申立ては認めないものとします。
- (5) 申込者は、出展申込書記載内容のうち申込者の概要、出展する製品・技術等に関する内容について、主催者がパンフレット、ホームページ等に記載・掲載することに同意するものとします。

2 出展申込みの取消し

- (1) 出展申込み後の小間の取消し、変更は原則として認めないものとします。
- (2) 出展許可を受けた申込者(以下、「出展者」という。)の都合により小間の取消し又は変更があった場合には、出展者はその旨を事務局あてに書面により通知してください。

3 小間位置の決定

- (1) 小間位置に関しては会場ゾーニング、出展小間数を考慮して、主催者が決定します。
- (2) 小間位置の決定後、展示効果の向上のために事務局側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 出展者は小間位置の決定に対する不服申立て並びに小間位置の変更に対する不服申立て及び賠償請求は行えないものとします。

4 小間の転貸等の禁止

出展者は、小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

5 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申込み(以下、「代表出展者」という。)、共同出展する社名及び担当者名を事務局まで連絡してください。
なお、事務局からの連絡・資料の送付等は、代表出展者あてのみとします。また、公式ホームページや印刷物・来場者への景品等の出展者情報の表示は代表出展者の社名のみとします。

6 出展物等の設置及び撤去

- (1) 出展者は、後日事務局より通知された時間内に出展物等の会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は小間内に出展物の設置を会期初日の午前9時30分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が(2)の時刻までに出展小間を占有しなければ事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (4) (3)により契約を解除された出展者は、同日に解除した場合のキャンセル料として出展料金に相当する金額を支払うものとします。
- (5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際には、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (6) 出展者は、小間内出展物、装飾品等を後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。
- (7) 出展者は、小間内、前通路の床及び備品の机・イスを清掃して退去するものとします。
- (8) 出展者は、配送業者を利用しての搬入・搬出をする場合、事務局の指示に従い実施することとします。

7 展示場の使用

- (1) 実演又は他の宣伝営業活動(以下、「実演等」という。)=は、すべて小間内において行うものとします。
- (2) 出展者は、実演等のために小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任をもつものとします。
- (3) 出展者は、近隣の小間の妨害となるような小間の運営を行うことはできません。
- (4) 近隣の小間の出展者からの苦情に対して、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展者はその変更の要求に応じるものとします。
- (5) 事務局は、出展に関わる音、臭い、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物及び行為並びに展示会の目的にそぐわない展示物の展示及び行為を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (6) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合、展示に関わる人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
- (7) 主催者は、(5)及び(6)による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

8 廃棄物の処理

- (1) 出展者は、展示廃棄物、使用済みの資材、ダンボール、小間内・周辺のごみ等を持ち帰るものとします。
- (2) 廃棄物を放置した場合、処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求します。

9 契約の解除

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何らの催告なく、本件出展契約を解除することができるものとします。この場合、主催者が損害を被ったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

- ① 出展料の全て又は一部を支払わない場合
- ② 出展小間を展示会出展の目的以外に使用した場合
- ③ 出展小間を使用しない場合
- ④ 解散若しくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社整理の各申し立てがあった場合
- ⑤ 公租公課につき滞納処分を受けた場合
- ⑥ 主催者の信用を失墜する事実があった場合
- ⑦ その他主催者の定める規定に違反した場合

10 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、出展物の管理及び保全について事故防止に細心の注意を払うものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害(盗難、紛失、火災、損傷等)について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 事務局は、会場における保安・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、出展小間内に立ち入り、点検し、適宜の措置をとることができます。

11 損害賠償

- (1) 主催者は、主催者に起因しない事由によるものである場合、出展者及びその代理人・従業員・関係者が展示小間を使用することによって生じた物品・人身等に対する損害に対して、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 出展者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備若しくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。
- (3) 主催者は、本展示会媒体資料・データ等の偶発的な誤字・脱字等によって生じた損害に対して、一切の責任を負わないものとします。

12 保険の推奨

会場への出展物の搬入開始から搬出終了までの期間について、出展者が必要と思われるものについて損害・傷害保険に加入することを、主催者は推奨します。

13 展示会の中止等

- (1) 主催者の責めによらない事由により、展示会の開催又は継続が困難であると判断した場合、会期の変更、開催の中止又は中断等を決定することがあります。
- (2) 前項の会期の変更、開催の中止又は中断等により出展者に損失又は損害が生じた場合であっても、主催者は、一切の責任を負わないものとします。

14 規約の遵守

- (1) 出展者は、出展の申込みをもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。なお、後日配布する「出展者マニュアル」も、本出展規約に付帯するものとして出展者は遵守するものとします。
- (2) 出展内容により、法令・条例に基づく届出又は確認書の提出等が必要な場合、出展者は別途指定する期日までにその届出又は確認書の提出等を行わなければなりません(食品関係・アルコール販売関係・危険物等)。

Meet New Solution in TIB 2025 個人情報保護指針

事務局では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取扱うとともに、安全性を確保するために次の取組みを実施いたします。

1 個人情報保護に関する法令等の遵守

実施に係る個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守いたします。

2 Meet New Solution in TIB 2025 としての責務

個人情報収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた事務局内における利用及び事務局以外の者への提供は、大田区及び関連団体が行う、大田区自主事業に係る案内の場合や、大田区の施策及びこれに関連する内容の案内・紹介等の場合を除き、一切いたしません。